

大口町告示第27号

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約」の実施細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務  
の委託に関する規約」の実施細則の一部を改正する細則

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約」の実施細則（平成24年大口町告示第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「100分の105を乗じて得た」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した」に改める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。